

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	16 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から55年3月まで  
会社を退職して和服加工の仕事を自営で始め、結婚をしてA市に転居したので、同市役所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を納付していた。長年、納付をせずにそのまま放っておいたとは考えられないので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月以降、60歳到達時まで国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、同年6月からは付加保険料も納付していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、55年8月にA市において夫婦一緒に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の一部は過年度納付が可能である上、申立人に係る特殊台帳の昭和54年度欄には、申立人の申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が有ることが確認でき、申立人は、この納付書により当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年10月から54年3月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、当該期間の保険料を納付するには、特

例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、上記の特殊台帳にも、昭和 54 年度を除き、過年度保険料の納付書が発行された形跡は見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年3月まで  
昭和44年1月頃、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたもので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料は全て納付している上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は、昭和40年4月以降、60歳まで保険料を全て納付していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、50年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点で、当該期間を過年度納付することが可能であり、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な未納保険料について納付勧奨するのが通例であったことを踏まえると、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和44年1月から48年3月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付を行った場合に作成・保管される申立人に係る特殊台帳は見当たらない上、特例納付したとの主張も無

い。

また、申立人の父親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月  
② 昭和45年8月から48年3月まで  
③ 昭和48年8月から50年3月まで

私は、A市役所で国民年金の再加入手続きを行い、その際、過去の国民年金保険料も納付できると勧められたので、それ以後、その月の保険料を納付しながら過去の保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和47年1月から48年3月までについて、申立人は、47年1月13日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳で確認できることから、申立人は、この日に国民年金に任意の資格で再加入したものと推認され、任意加入しながら国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い上、50年4月から、再度、任意の資格で国民年金に加入し、61年3月までの保険料が納付済みであることを踏まえると、申立人が当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②のうち、昭和45年8月から46年5月までについて、申立人が所持する国民年金手帳では、45年1月に国民年金の被保険者資格を取得し、婚姻により46年6月\*日に強制の資格を喪失したものと記載されているが、この間には厚生年金保険の被保険者期間が有り、当

該期間について国民年金保険料を納付した場合、保険料の還付が発生することとなるが、その記録は見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和46年6月から同年12月までについては、申立人が国民年金に再加入したのは、上述のとおり、47年1月13日であること、及び申立期間③については、48年8月26日に国民年金の被保険者資格を喪失し、50年4月17日に同資格を取得していることが、国民年金手帳により確認でき、これはオンライン記録とも一致していることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①、②のうち、昭和45年8月から46年12月までの期間及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年3月まで  
② 昭和48年4月から同年9月まで  
③ 昭和50年4月から52年3月まで  
④ 昭和53年4月から同年6月まで  
⑤ 昭和54年1月から同年3月まで

申立期間①について、昭和44年11月に婚姻後、A県B市に転居した際、同市から未納となっている期間の納付書が送付されてきたので金融機関で納付した。また、申立期間②、③、④及び⑤についても、遡って金融機関で納付したと記憶している。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④及び⑤はそれぞれ3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の昭和53年度の摘要欄には、申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認でき、同様に特殊台帳の摘要欄に押印の有る52年度及び55年度については過年度納付していることを踏まえると、申立人は、当該期間の保険料についても、納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立人は、申立期間①について、B市に転居した際、同市から未納となっている期間の納付書が送付されてきたので金融機関で国民年金保



険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、所持する国民年金手帳に昭和 45 年 7 月 31 日発行の押印が有ることから、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間①の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなり、特例納付した場合、特殊台帳にその旨記録されることとなるが、記載は見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までについては、特殊台帳において、申立人が国民年金被保険者資格を 44 年 10 月 25 日に喪失し、同資格を 45 年 4 月 1 日に再取得したことが、51 年 3 月に記録として追加されていることが確認でき、この時点で、当該期間は国民年金の未加入期間としていることから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたとすれば、保険料を還付することとなるが、その旨の記載も見当たらない。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、所持している国民年金手帳に資格取得日が記載されていることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、その日に国民年金被保険者の資格を取得したことを示すものである。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間直前の昭和 47 年度の国民年金保険料を特例納付し、直後の昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの保険料を過年度納付したことが、特殊台帳において確認できるものの、申立期間の保険料を納付したことを示す記録は無く、同台帳の摘要欄にも、納付書が発行された旨の記載は見当たらない。

加えて、申立期間③について、特殊台帳において国民年金保険料を納付したことを示す記録は無く、同台帳の摘要欄にも納付書が発行された旨の記載は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年12月まで

昭和52年より商売を始めたので、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料も夫と一緒に納付していた。夫は申立期間が納付済みとなっている。申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立期間後に国民年金保険料の未納は無く、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、自身の国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の夫は、申立期間の保険料を過年度納付していることが特殊台帳により確認できることから、申立人についても申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和25年1月4日、資格喪失日は26年6月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年1月から26年5月までの標準報酬月額については、25年1月は2,500円、同年2月から26年5月までは3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月4日から27年2月1日まで  
申立期間にA株式会社に営業職として勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和25年1月4日から27年2月1日までA株式会社に勤務した。」と主張しているところ、元同僚の一人は、「自分が昭和25年4月に入社した時には申立人は既に勤務していた。」と供述していることから、申立人がA株式会社に勤務していたことが推認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）において申立人の氏名は確認できない。

しかし、現存している当該事業所に係る名簿は、「28. 2. 24 名簿作成」と記載されていることから、昭和28年2月24日に書き換えられたとみられるが、新規適用時（昭和25年1月）に作成された当該事業所に係る名簿は確認できない。このことについて日本年金機構B事務センターに確認したが、「当初の名簿は保存されていない、このことについて詳細は不明。」と回答している。

また、名簿の健康保険整理番号は、厚生年金保険の新規適用時に資格を取得したとみられる被保険者のうち4人の被保険者記号番号が欠番となっており、申立期間当時、社会保険事務所（当時）における記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、上記欠番となっている被保険者のうち2人については厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の記号番号から被保険者が特定でき、残る2人については、申立人及び元同僚が供述している当該事業所に当時勤務していた従業員の氏名に関する供述から、申立人と他の一人の整理番号である可能性が高いと考えられる。

加えて、被保険者として特定できた元同僚の当該事業所における資格取得日は昭和25年1月4日であり、当該同僚の健康保険の整理番号は\*番であるのに対し、申立人の健康保険の整理番号は\*番と推認されることから、申立人が同日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたと推認できる。また、申立人が所持している当該事業所の同僚と写っている写真には、昭和26年6月1日に入社し厚生年金保険の資格を取得している従業員及び同年5月24日に資格を喪失した従業員の両者が確認でき、当該同僚は、「申立人が当該事業所に正社員として勤務していたこと及び歩合給の外交員ではなかったことを記憶している。」と供述していることから、申立人は同年6月1日まで、同社に正社員として勤務していたと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和25年1月4日、資格喪失日は26年6月2日であると認められる。

なお、申立期間のうち昭和25年1月から26年5月までの標準報酬月額は、申立人の同僚の標準報酬月額の記録から、25年1月は2,500円、同年2月から26年5月までは3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和26年6月2日から27年2月1日までの期間については、C株式会社（A株式会社の後継事業所）の管理会社であるD株式会社に照会したが、申立期間当時の人事記録は保管されておらず、申立人の勤務実態や給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

また、A株式会社に勤務していた複数の同僚に照会したが、当該期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する供述を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和26年6月2日から27年2月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成13年1月は36万円、同年2月から同年4月までは47万円、同年5月は44万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月及び14年1月は41万円、同年2月から同年6月までは44万円、同年7月から同年9月までは47万円、同年10月は41万円、同年11月は44万円、同年12月から15年2月までは41万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月から同年11月までは41万円、同年12月は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年1月から15年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から16年6月22日まで

申立期間について、給与支給明細書で控除されている厚生年金保険料と社会保険庁（当時）の標準報酬月額の記録が一致していない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA株式会社の給与支給明細書により、申立人が申立期間のうち、平成13年1月から15年12月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及

び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給与支給明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成13年1月は36万円、同年2月から同年4月までは47万円、同年5月は44万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月及び14年1月は41万円、同年2月から同年6月までは44万円、同年7月から同年9月までは47万円、同年10月は41万円、同年11月は44万円、同年12月から15年2月までは41万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月から同年11月までは41万円、同年12月は11万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係書類が残されていないため不明としているが、申立人の給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成16年1月から同年5月までの期間については、上記の給与支給明細書において控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、平成13年11月から14年5月までは訂正前の24万円、14年6月から15年8月までは訂正前の30万円とされているが、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(平成13年11月から14年5月までは24万円、14年6月から15年8月までは30万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年9月を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額(21万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間③の標準賞与額に係る記録を21万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

加えて、申立人の申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額に係る記録を、申立期間④は21万7,000円、申立期間⑤は22万4,000円、申立期間⑥は20万6,000円、申立期間⑦は22万円及び申立期間⑧は24万7,000円とすることが必要である。



なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月から 15 年 8 月まで  
② 平成 19 年 9 月から 20 年 5 月まで  
③ 平成 15 年 12 月 15 日  
④ 平成 17 年 7 月 15 日  
⑤ 平成 17 年 12 月 15 日  
⑥ 平成 18 年 7 月 14 日  
⑦ 平成 18 年 12 月 15 日  
⑧ 平成 19 年 7 月 13 日

株式会社Aに勤務する期間のうち、申立期間についての標準報酬月額及び標準賞与額が、給与支払明細書及び賞与支払明細書から控除されている保険料に見合っていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、平成 13 年 11 月から 14 年 5 月までは 24 万円、14 年 6 月から 15 年 8 月までは 30 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 9 月に上記の金額から 36 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（平成 13 年 11 月から 14 年 5 月までは 24 万円、14 年 6 月から 15 年 8 月までは 30 万円）となっている。

しかしながら、株式会社Aが保管する、申立人の申立期間①に係る賃金台帳から、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成19年9月については、申立人の申立期間②に係る賃金台帳により、申立人が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（36万円）を超える報酬月額の支払いを受け、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち平成19年9月に係る標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の申立期間②に係る賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成19年9月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主は賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成19年10月から20年5月までについては、申立人の申立期間②に係る賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（38万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（36万円）よりも高額であるものの、賃金台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（平成19年10月、同年11月及び20年1月から同年5月までは34万円並びに19年12月は36万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（36万円）より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立人の申立期間③に係る賃金台帳から、申立人は、当該期間において、そ

の主張する標準賞与額（21万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により15万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧に支給された賞与に係る一時金明細書から、申立人は、申立期間④は21万7,000円、申立期間⑤は22万4,000円、申立期間⑥は20万6,000円、申立期間⑦は22万円及び申立期間⑧は24万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間④から⑧までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで  
私は、申立期間まで株式会社Aに在籍し、グループ企業のC株式会社（現在の株式会社D）に転籍しただけなのに、社会保険事務所（当時）の記録によると、1か月空白となっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Dが保管している申立人に係る賃金台帳、任免辞令記録及び雇用保険の記録から、申立人は株式会社Aから、関連事業所であるC株式会社に継続して勤務し（平成9年4月1日に株式会社AからC株式会社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aの賃金台帳の報酬額及び保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成9年3月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①、②及び③は28万円、申立期間④は47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は28万円、申立期間③は16万円、申立期間④は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行してないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月20日  
② 平成17年7月25日  
③ 平成17年12月25日  
④ 平成20年7月28日

私は病気や事故等で長期の休暇を取っていないし、仕事のミスも無く、会社に不利益を与えていない。社員として勤務をしていた。標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年12月20日、17年7月25日、同年12月25日及び20年7月28日に支給された賞与に係る賞与明細書及びA株式

会社が保管する申立期間に係る賞与個人別一覧の保険料控除額から、申立人は、平成15年12月20日及び17年7月25日は28万円、同年12月25日は16万円、20年7月28日は47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合（現在は、B組合。）における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年9月1日まで

昭和49年4月1日からA組合に就職し、同日付けでC組合へ出向し勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、昭和49年9月1日からの記録はあるが、同年4月から同年8月の厚生年金保険被保険者期間の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C組合を合併により継承しているD組合に照会したところ、「申立人は、昭和49年4月1日より50年10月31日までA組合に在籍し、その出向職員としてC組合で業務に従事していた。」と回答している上、同組合から提出された従業員カードにより、申立人は、昭和49年4月1日から継続してC組合に勤務していたことが確認できる。

また、申立人を記憶している複数の同僚は、「申立人は、申立期間において、正職員としてA組合に採用され、C組合に出向していた。」と回答している上、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、A組合の申立期間当時の試用期間の有無について、複数の同僚は、同組合において試用期間は無かった旨回答していることから、同組合



においては、全ての従業員について、必ずしも試用期間を設けていなかったことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日がともに昭和49年9月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成17年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月31日から17年1月1日まで  
② 平成16年12月10日

私は、株式会社Aに勤務していたが、平成17年1月1日にグループ会社である株式会社Bに異動した。しかし、申立期間①について、株式会社Aでの厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成16年12月31日、株式会社Bでの資格取得日が17年1月1日となっている。

また、上記の資格喪失日となっているため、平成16年12月は厚生年金保険の被保険者となっておらず、同年12月10日に支給された賞与が将来受け取る年金額に反映されていない。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間となるよう、記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aからの回答及び同社が保管している申立期間当時の給与明細及び雇用保険の記録から、申立人が同社及び関連会

社の株式会社Bに継続して勤務し（平成17年1月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細の保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人の賞与明細により、申立人は、申立期間②に同社から賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与明細において確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、誤って平成16年12月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことを認めている上、申立人に係る「被保険者資格喪失確認通知書」の記載からも、同年12月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を72万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

社会福祉法人AのB作業所で平成17年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会福祉法人Aから提出された申立人に係る賃金台帳の記録により、申立人は申立期間について、72万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を42万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

社会福祉法人AのB作業所で平成17年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会福祉法人Aから提出された申立人に係る賃金台帳の記録により、申立人は申立期間について、42万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を55万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

社会福祉法人AのB作業所で平成17年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会福祉法人Aから提出された申立人に係る賃金台帳の記録により、申立人は申立期間について、55万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を44万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

社会福祉法人AのB作業所で平成17年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会福祉法人Aから提出された申立人に係る賃金台帳の記録により、申立人は申立期間について、44万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を38万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

社会福祉法人AのB作業所で平成17年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会福祉法人Aから提出された申立人に係る賃金台帳の記録により、申立人は申立期間について、38万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を69万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

社会福祉法人AのB作業所で平成17年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会福祉法人Aから提出された申立人に係る賃金台帳の記録により、申立人は申立期間について、69万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を84万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

社会福祉法人AのB作業所で平成17年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会福祉法人Aから提出された申立人に係る賃金台帳の記録により、申立人は申立期間について、84万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 56 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

昭和 52 年 8 月頃に、母親が国民年金の加入手続を A 市役所で行い、申立期間の 1 か月 3,000 円ぐらいの国民年金保険料を同市役所で、月ごと又は 3 か月ごとに納付してくれていた。また、母親が記録していた家計簿の 59 年 1 月のページには、私が母親に保険料 3 か月分として 1 万 8,300 円を渡したことが記載されており、それを母親が納付したようである。未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 8 月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 8 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間①及び②の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って納付したとの主張も無い。

なお、申立人が提出した昭和 59 年 1 月分の家計簿（写し）には、申立人

から家計に1万8,300円の入金があった内容の記載がみられるものの、国民年金保険料として支出された形跡は確認できない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から59年3月まで  
昭和59年3月にA区役所において、国民年金の資格喪失を行ったが、申立期間については国民年金保険料を納付していたはずであり、納付できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年3月に国民年金被保険者資格の喪失を行ったが、申立期間の国民年金保険料については納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人は、所持する年金手帳において、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和58年3月1日付けで国民年金に任意加入し、59年3月29日に国民年金被保険者資格を喪失したものとされているものの、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、58年3月1日に資格喪失したものとされており、これは申立期間当時の申立人に係る国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はお

らず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は20歳になった平成3年\*月頃、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、私か母親がA区役所で納付していた。当時、母親は保険会社に勤めており、年金に関する知識も有り、保険料を未納にするはずがない。改めて調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年\*月頃、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、申立人又はその母親が区役所で納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てについて、旧姓の「C（漢字）D（カナ）」及び「E（漢字）F（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、平成11年4月1日にG共済組合員資格を喪失し、国民年金第3号被保険者資格を取得したことに伴い、20歳に達した3年\*月\*日を、国民年金被保険者資格の取得日として、記録を追加したものであることがオンライン記録により確認でき、この時点で、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から56年3月まで

私が20歳になった昭和50年\*月頃、父親か母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いており、申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和50年\*月頃に申立人の父親か母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人に係る当時の被保険者台帳である特殊台帳及び領収済通知書により、申立人は申立期間直後の昭和56年4月から57年1月までの保険料を同年10月14日に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については同台帳に納付記録が無く、領収済通知書も見当たらない。

さらに、A市が昭和51年度以降の国民年金の加入状況、国民年金保険料

の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和 51 年 4 月から 56 年 3 月まで登載されておらず、同市では、当該期間について、国民年金被保険者として管理していなかったものと推認される。

加えて、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から46年3月まで

私が20歳になった昭和38年\*月頃、父親か母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和38年\*月頃に申立人の父親か母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人に係る当時の被保険者台帳である特殊台帳において、過年度納付及び特例納付により保険料を納付したとする記録は見当たらない上、申立人からも遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、

申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月、同年7月、同年9月から同年11月までの期間、15年2月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月  
② 平成14年7月  
③ 平成14年9月から同年11月まで  
④ 平成15年2月  
⑤ 平成15年4月

平成3年8月に結婚した時は夫が自営業だったために、私はすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は遅れても必ず納付してきた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後に国民年金に加入し、国民年金保険料は遅れても全て納付してきたと主張している。

しかしながら、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の国民年金保険料全てについて入力漏れが生じるとは考え難い。

なお、申立期間①、②、③、④及び⑤について、オンライン記録において、申立期間を含む平成13年12月から申立人が厚生年金保険の被保険者となる15年4月までについて国民年金保険料の納付が確認できる期間は、13年12月の保険料を16年1月30日に納付しているなど、いずれも時効

直前に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、申立期間についても同様に過年度納付することとしていたものの、それぞれの納期限を超えたために保険料が納付できなかった可能性もうかがわれる。

また、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から45年3月まで  
国民年金については、昭和42年頃に夫が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は夫と一緒に集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年頃に申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫と一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人が国民年金に加入した時点で、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2258 (事案 837 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月23日から同年9月5日まで  
② 昭和24年10月6日から25年4月1日まで  
③ 昭和25年11月26日から26年3月17日まで  
④ 昭和28年1月1日から同年10月1日まで  
⑤ 昭和29年1月10日から同年3月10日まで  
⑥ 昭和29年11月1日から31年3月1日まで  
⑦ 昭和35年2月7日から同年9月1日まで

前回申立時にA工場(後の有限会社B)で勤務していた申立期間①、株式会社Cで勤務していた申立期間②、D株式会社で勤務していた申立期間③、E株式会社で勤務していた申立期間④、F株式会社で勤務していた申立期間⑥、株式会社Gで勤務していた申立期間⑦について訂正不要と決定されたが、当該申立期間については、いずれの事業所にも勤務しており納得がいかない。また、F株式会社で勤務していた申立期間⑤についても加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立期間①について、有限会社Bは、昭和56年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る当時の賃金台帳等関連資料が保管されていないこと、及び同僚からも申立内容に係る供述を得ることができないこと等を理由として、申



立期間②について、株式会社Cは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記簿謄本においても49年10月1日に解散している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなり、当時の関連資料についても存否が不明であること、また同僚からも申立内容に係る供述を得ることができないこと等を理由として、申立期間③及び⑥について、元同僚の供述から、申立人が申立期間においてD株式会社（後に、F株式会社）に勤務していた可能性はあるが、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料の存否が不明であることから、申立人が申立期間③及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できないこと等を理由として、申立期間④について、E株式会社には当時の関連資料は保管されていないこと、及び同僚からも申立期間における勤務実態等に係る供述を得ることができないこと等を理由として、申立期間⑦について、申立人が所持する元事業主による在職期間の証明書の内容から、申立人が申立期間において運転手として株式会社Gに勤務していたことは推認できるが、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関連資料等が保管されていないため、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料を提出していないが、F株式会社における昭和29年1月10日から同年3月10日までの期間を申立期間⑤として新たに追加して再申立てしている。

そこで、今回の申立てにあたり、申立期間①について、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年当時の事業主の妻にヒアリングを行ったところ、「申立人が勤務していた事実は知っているが、自分が事業主に嫁ぐ前のことであり、正確な勤務期間までは記憶しておらず、申立期間当時の事情も知らない。」と回答している。

また、昭和24年8月1日からA工場に勤務していた申立人の弟は、同社における申立人の勤務が途切れたことは記憶に無い旨を述べていることから、申立人が申立期間①においても同社に勤務していた可能性はあるが、既に当該事業所は倒産しており、賃金台帳等の資料が存在しないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

申立期間②について、株式会社Cの申立期間②当時の事業主は、所在不明であることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態等について供述を得ることはできない。

また、前回の申立てにおいて照会を行った元同僚に加え、今回新たに株式会社Cの申立期間当時における3人の元同僚に照会したが、いずれも申立人について記憶しておらず、申立内容に係る供述を得ることはできない。

申立期間③について、D株式会社の申立期間③当時の事業主は、所在不明であり、関連資料も無いことから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前回の申立てにおいて照会を行った元同僚に加え、今回新たにD株式会社の元同僚7人に照会したところ、そのうちの一人は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているが、具体的な勤務期間は記憶しておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない。

申立期間④について、E株式会社に再度照会を行ったが、同社の人事担当者は7年前までの人事記録しか保管していないことから、申立期間④当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である旨を回答している。

また、前回の申立てにおいて照会を行った元同僚に加え、今回新たにE株式会社の申立期間④当時における8人の元同僚に照会したが、いずれも申立人について明確な記憶は無く、そのうちの一人は、「中途採用の従業員については一定の試用期間があり、その間については厚生年金保険には未加入であった。」と供述していることから、同社においては必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

今回新たに申し立てている申立期間⑤について、F株式会社における複数の元同僚に照会を行ったが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者はいるものの、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的な供述を得ることはできない。

申立期間⑥について、前回の申立てにおいて照会を行った元同僚に加え、今回新たに申立期間⑥当時におけるF株式会社の元同僚19人に照会したところ、複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間⑥の一部において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、これらの元同僚は、申立人について記憶しているものの、正確な勤務期間までは記憶しておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料控除についても確認できる具体的な供述を得ることはできない。

また、F株式会社の申立期間⑤及び⑥当時の事業主は、昭和63年3月に亡くなっていることから、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることはできない。

申立期間⑦について、申立人が所持する在職期間に係る「証明書」の記

載から、申立人が申立期間⑦において株式会社Gに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Gの申立期間⑦当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の長女も当時のことは記憶していない旨供述していることから、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前回の申立てにおいて照会を行った元同僚に加え、今回新たに株式会社Gの申立期間⑦当時における4人の元同僚に照会したが、いずれも申立人について記憶は無く、申立内容に係る供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情、及び申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から24年10月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。この間は、昭和21年4月1日にA市B農業協同組合(当時はA市農業会B事務所)に入社以来、定期船の機関士として継続して勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市B農業協同組合の複数の同僚の供述により、申立期間において申立人が同組合に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の後継事業所であるC農業協同組合に照会したが、当時の資料が現存しないため、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間における厚生年金保険料の控除について記憶が無い。」と供述しており、複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない。

さらに、複数の同僚の供述によると、A市B農業協同組合においては、当該同僚が記憶している実際の勤務期間と厚生年金保険の加入期間が必ずしも一致していないことが確認できる。

加えて、A市B農業協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の最初の資格喪失日は昭和22年6月1日、資格再取得日

は24年10月1日となっており、オンライン記録と一致している上、健康保険の整理番号もそれぞれ\*番と\*番と異なり、欠番も無いことから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から同年8月15日まで  
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和20年3月1日から同年8月15日までA株式会社B工場で勤労働員学徒として勤務していたが、その期間が空白になっていることが分かった。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA株式会社における在職証明書及びA株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿より、申立人は申立期間の一部において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令(昭和16年12月29日勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)により、労働者年金保険(現 厚生年金保険)法における被保険者には該当しない取扱いとされている。

また、A株式会社に照会したところ、「現在、当社のB工場は無く、人事記録及び賃金台帳等資料の保存年限を経過しており、申立期間当時の状況、勤労働員学徒の厚生年金保険加入の取扱いについて不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時A株式会社に勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることはできない。

加えて、A株式会社に係る上記被保険者名簿において、勤労働員学徒として勤務したとみなされる申立人を含む224人の被保険者は、「労働者年金保険ノ記號番號」欄が空欄であり、申立人は当該事業所において、健康保険のみ加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 21 日から 62 年 4 月 1 日まで  
昭和 61 年 10 月 21 日から株式会社Aに勤務していた。年金記録では、昭和 62 年 4 月 1 日から厚生年金保険の被保険者期間になっているが、申立期間である 61 年 10 月 21 日から 62 年 4 月 1 日までの期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元事業主は、申立期間に係る関連資料を保管していないため、申立人の申立期間の勤務について分からない旨を回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿（事業所台帳）によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、株式会社Aの新規適用時に、申立人と共に厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは事業主とその親族を含む3人であるが、事業主親族以外の同僚は既に死亡しており、申立内容に係る供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人が株式会社Aにおいて被保険者資格を取得したのは昭和 62 年 4 月 1 日であり、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確



認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月から26年2月23日まで

私は昭和24年11月から29年11月27日まで、A株式会社において勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では26年2月23日に資格取得したことになっているので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本の記録から、A株式会社は、昭和25年3月3日に設立され、29年11月18日に解散していることが確認できるほか、同社に係る事業所記号番号払出簿によると、同社は、同年11月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の名称は、昭和25年4月1日まではB株式会社C工場であったことが確認できたため、B株式会社に対し照会を行ったものの、同社が保管している人事記録に申立人に係る記録は確認できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答があった。

さらに、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、申立人を含む同社の被保険者は、D株式会社において厚生年金保険に加入していたため、D株式会社に対し照会を行ったものの、A株式会社に係る資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答があった。

加えて、申立期間当時、A株式会社で勤務していた複数の元同僚に対し照会を行ったところ、申立人のことを記憶している者はいたものの、申立人の具体的な勤務期間及び申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる供述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、A株式会社に就職した際、住所地をE市に異動させた旨の主張をしていたため、E市役所に対し照会を行ったところ、住民票の除票の保存年限は5年間であることから、数十年前に同市から転出した申立人に係る住民票の除票については保管していない旨の回答があり、申立人の住所地の異動については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2263(事案 687 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月1日から4年10月1日まで  
第三者委員会から申立期間の記録訂正が認められないとの通知を受けたが、新たな資料は無いものの、株式会社Aについて再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、有限会社B（平成4年8月3日に株式会社Aに組織変更）の当時の代表取締役は既に亡くなっており、申立期間当時の役員に対して照会したが、当時の関係資料は保管されておらず、申立人の報酬額は不明との回答であるため、申立てに関する事実を確認できないこと、また、社会保険庁（当時）の記録によると、申立人は有限会社Bの役員に就任後、平成元年2月1日に厚生年金保険の資格を取得してから4年9月までの申立期間に標準報酬月額は変更されておらず、記録訂正の形跡は認められないほか、申立人の標準報酬月額について特に不自然な点はみられない等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は新たな資料及び情報は提出していないものの、当該通知に納得できないとして再申立てを行っている。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査を踏まえ、申立期間の一部において勤務時期を同じくする元事業主に照会したところ、「給与計算は申立人が行っていたので、標準報酬月額について本人が知らないはずがない。また、自分が事業主となった期間において、給与額の変更をした記憶は無

い。」と供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことについて確認することができない。

さらに、上記元事業主は、「申立期間当時、申立人は給与担当の役員であり、標準報酬月額についての手続を行うことは可能であった。」と供述しており、申立人は給与担当役員として、厚生年金保険の標準報酬月額の決定について職務上関与していなかったとは考え難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 31 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 6 月頃に同郷の中学校同級生二人と共に A 株式会社に就職し、会社の寮に住み込んで自転車部品の製造業務に従事し、31 年 3 月頃まで勤務したが、厚生年金保険の加入期間となっていないので、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社は、「申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっており、当時の関係資料は保管していない。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間当時、A 株式会社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「同郷の中学校同級生二人と共に就職した。」と主張しているが、当該同僚二人は、「A 株式会社における厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述している上、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人及び当該同僚二人の氏名は記載されておらず、また、健康保険整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人に係る厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2265 (事案 1716 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月13日から32年2月2日まで  
昭和26年5月から32年2月までA株式会社に勤務していたが、27年12月以降の厚生年金保険の加入記録が無い。私の記憶では、勤務場所が変わっただけで、同社を退社していない。第三者委員会で当時の会社内の野球チームに所属していたことがはっきりしていながら、前回申立てが認められなかったのはおかしいと思い、再度申立てをする。私が、同社で勤務していたことを証言してくれる方々の手紙を資料として添付する。厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主は亡くなっており、合併して事業を継承していた事業所の代表清算人に照会しても、申立期間当時の関連資料は不明であり、申立期間において申立人に係る勤務の実態及び社会保険の加入手続等について確認できる資料を得ることができず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、A株式会社で申立期間に勤務していたことを証言する当時の複数の同僚の手紙を資料として提出して、再調査を申し立てている。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて調査したところ、



「申立期間当時に申立人がB工場で勤務していた。」と複数の同僚が供述していることから、期間は特定できないが、申立人が当該事業所のB工場に勤務していた可能性はある。

しかし、上記同僚の手紙の内容からは申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことは確認できず、同社の最終清算人であるC株式会社に改めて照会したが、申立人について関連資料も無く、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

また、今回の調査において、複数の同僚は、「A株式会社においては、申立期間の直前に労働争議があり、昭和27年12月に数十人の者が退職した。」と供述しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和27年12月13日に資格を喪失している被保険者が50人いることが確認でき、申立人も同日に被保険者資格を喪失している記録が確認できる。

さらに、A株式会社B工場における同僚のうち一人は、「申立人が会社を一旦辞めて、また入ったと言っていた。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態が確認できない。

加えて、当時の複数の同僚は、「申立人の雇用形態は不明である。」と供述しており、別の同僚は、「申立人は臨時雇用であった。」と供述していることから、申立人の雇用形態について確認することができない上、申立人の給与から厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 14 日から 45 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 5 月 31 日から 47 年 8 月 1 日まで

A株式会社では、資格取得日より前から勤務し、会社が閉鎖するまで在籍していたので申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の同僚が、「申立人は昭和 44 年 11 月に営業開始したB社（現在は、C社）の新築工事の際に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間①のうち、期間の特定はできないものの、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 45 年 12 月 1 日であり、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A株式会社の当時の事業主は既に亡くなっており、その妻は、「社会保険の事務は税理士に任せていた。税理士の名前は覚えていない。」と供述しており、関係資料も不明のため、申立期間①における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、A株式会社及びその後継事業所である株式会社Dは既に解散しており、申立期間②当時の事業主も既に亡くなっており、関係資料も不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、当時、当該事業所で事務を担当していた事業主の妻によれば、「申立人がA株式会社に勤務していたことは間違いないが、正確な勤務期間は覚えていない。」と述べていることから、申立期間②における申立人の正確な勤務期間及び事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認する供述を得ることはできない。

さらに、複数の同僚に照会したが、申立人のA株式会社における勤務期間及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 29 日から 57 年 6 月 1 日まで  
私は、株式会社Aに昭和 54 年 5 月から 57 年 11 月まで間を空けず継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険の記録が抜けているので調査して、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の添乗員として勤務していた時の写真、複数の元同僚等の供述及び申立人の申立期間における雇用保険の記録から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは確認できる。

しかし、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主とは連絡が取れず、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は不明であり、申立人の正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることはできない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所は昭和 55 年 8 月 28 日に一旦適用事業所でなくなっており、その後 57 年 6 月 1 日に再び、別番号で適用事業所となり、申立期間においては、当該事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで  
私は、大学卒業後、A株式会社に昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA株式会社に勤務していた複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に営業職として勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は昭和 41 年 6 月 13 日付けで解散しており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、関係資料も不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、A株式会社に勤務していた複数の元経理関係者に照会したところ、「営業職は歩合制で、一件ごとに手当を支給していたので、厚生年金保険には加入せず、手当からも厚生年金保険料の控除は行っていない。その後、営業社員の要望により厚生年金保険に加入することになった。」と回答している。また、営業職の元従業員は、「私の記憶では昭和 39 年 7 月から厚生年金保険に加入した。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者は、昭和 39 年 6 月末現在で 520 人が在籍していたところ、同年 7 月 1 日付けで 559 人が資格を取得していることから、同日から営業職の一部の者については厚生年金保険に加入させ

たことが考えられる。

さらに、申立人が記憶する従業員のうち、3人は姓のみの記憶であり、上記被保険者名簿において人物を特定できない上、上記被保険者名簿で確認できる元従業員の一人は、「営業店舗は全国で54店舗、従業員数は約2,000人在籍していた。」と供述しているため、当時、A株式会社においては、必ずしも全ての営業社員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時にA株式会社に勤務していた複数の元従業員に照会したところ、申立期間における申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることができない。

また、A株式会社に係る上記被保険者名簿においても、申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号は連続しており健康保険番号に欠番も見られないため、申立人に係る厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2269 (事案 353 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 10 日から 31 年 5 月 21 日まで  
私は、昭和 30 年 1 月 10 日から 31 年 7 月 25 日まで、株式会社 A に勤務した。昼夜の交代勤務で一週ごとに交代していた。当時、私は 17 歳で夜勤ができないため、1 歳年齢を詐称して、B という職場で勤務していた。給与についても、全部を母親に渡して、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。前回の申立てで、訂正は認められないと言われたが、もう一度、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できる資料が無く、元従業員からも申立人に関する明確な供述を得ることができないため、申立てに係る事実が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな保険料控除について確認できる資料の提出は無いが、昭和 30 年 1 月 10 日から 31 年 5 月 21 日まで株式会社 A に勤務していたのは事実であるとして再度申し立てている。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて、株式会社 A の元同僚 30 人に照会を行ったところ、2 人の元同僚から「申立人の名前に覚えがある。」旨の供述があり、また 4 人の元同僚から「申立人の会社に関する話は、当時の状況と一致しており、勤務していたと思う。」旨の供述があること、申立人が昭和 30 年の夏と 31 年の春に同僚と一緒に写ったと主張す



る当時の写真から、勤務の開始時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類等は現存しておらず、当時の工場長及び人事労務事務を担当していた元同僚3人は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人の申立期間当時の厚生年金保険被保険者番号は、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿から、昭和31年5月21日に払い出されていることが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年5月31日まで  
② 昭和20年12月28日から21年12月28日まで

私は、A氏が所長をされていたB社に入社し、昭和16年から21年にわたって勤務した。事業所名は、C株式会社D工場（申立期間①）、E株式会社D工場、F株式会社D工場（申立期間②）と変遷している。厚生年金保険が適用された昭和17年6月1日から19年5月31日までと、20年12月28日から21年12月28日まで、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間①及び②当時の事業主の親族の供述及び申立人が所持する写真から、勤務期間は特定できないものの、当時のG県H郡I村J（現在は、K市L町J）に存在していた、C株式会社の前身であった製材所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、申立人が勤務していたと主張しているC株式会社は、法人登記の記録が確認できず、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が現在所持している厚生年金手帳の手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿から昭和19年6月1日に払い出されており、申立人が記憶している複数の元同僚についても同日に払い出されていることが確認できる。

申立期間②については、申立人が勤務していたと主張しているE株式会社D工場及びF株式会社D工場は、申立人が記憶している所在地から、M株式会社N工場と推認されるが、同工場は、登記簿上において同社O支店と記録されているところ、同社の検索名簿及び旧台帳から、昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になり、20年12月28日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、当該工場を引き継いだ元事業主の親族は、「同社の事業を引き継いだときには、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立人が所持する写真に写っている複数の元同僚についても、申立人と同様に昭和19年6月1日にM株式会社O支店にて厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年12月28日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 9 月 26 日まで  
申立期間について、A株式会社（現在は、B株式会社）に派遣社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなのに加入記録が無い。同社から健康保険証を交付され、保険料が給与から天引きされていたはずなので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社C営業所に勤務していた元同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 62 年 10 月 22 日から 63 年 8 月 2 日までの期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B株式会社に照会したが、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間当時のA株式会社C営業所における厚生年金保険事務担当者は、派遣社員については入社後しばらく様子を見て、希望者のみを厚生年金保険に加入させていた旨回答しているほか、複数の元従業員も、「派遣社員は希望者のみが厚生年金保険に加入していた。」「厚生年金保険に加入していたのは、全従業員の半数ぐらいだった。」と供述している。

さらに、A株式会社C営業所に係るオンライン記録では、申立人が記憶している4名の元同僚のうち、2名の被保険者記録が見当たらないことから、当時、当該事業所においては、全ての従業員について、必ずしも厚生

年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間当時、A株式会社C営業所が加入していたD県E厚生年金基金に照会したが、申立人の同基金加入員記録はオンライン記録と一致しており、申立期間における加入員記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から28年3月21日まで  
昭和22年11月に、A社に勤務してから続いてB社に移り、その後も木工職人として継続して勤務している。休職などしていないのに、記録が抜けていることは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年11月から申立期間を含め28年3月までの期間において、A社から続いてB社に勤めており、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間において、いずれの事業所についても勤務開始時期の記憶については曖昧であり、オンライン記録上では、申立人が勤務していたとするB社に係る被保険者記録は、A社における被保険者期間と重複しており、申立期間当時、申立人が両事業所に勤務していたことは確認できない。

また、A社及びB社は既に廃業している上、A社の関係者は、当時の資料については現存していない旨回答しており、B社の元事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入について確認できる関連資料を得ることはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、申立人が申立期間において勤務していた事業所名を記憶しておらず、複数の同僚及び事業所関係者は、「当時は、厚生年金保険に未加入の事業所が多数あった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 8 月 16 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）における申立期間の標準報酬月額は、20 万円と記録されていたが、退職後に 17 万円に引き下げられていると年金事務所の職員から説明を受けた。しかし、申立期間当時にそのような給与額に引き下げられたとの記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を 20 万円に再訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、20 万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者でなくなった日（平成 7 年 8 月 16 日）よりも後の平成 7 年 9 月 25 日付けで遡及して、17 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が勤務していたA株式会社の業務を引き継いだB株式会社から提出があった賃金台帳において、申立期間に係る申立人の給与から事業主により控除されている厚生年金保険料額は、訂正前の標準報酬月額（20 万円）に見合う額であることが確認できるものの、申立期間の給与は、訂正後の標準報酬月額（17 万円）に見合う額であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成 7 年分所得税確定申告書（控え）により算定される同年 1 月から同年 8 月までの報酬月額及び申立人の雇用保険の離職時賃金日額（5,588 円）から求められる平均賃金月額は、いずれも、訂正後の標準報酬月額（17 万円）に見合う額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律



(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳で確認できる毎月の給与支払総額(平成6年10月から同年12月までの期間及び7年2月から同年8月までの期間は16万7,650円、同年1月は17万1,400円)に見合う標準報酬月額(17万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(17万円)と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。